

# 伊 勢 市 公 報

第 35 号  
平成 19 年 4 月 20 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程	2
○ 伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程の一部を改正する規程	6
○ 伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程	8
○ 市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程	11
○ 伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程	13
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	15
○ 市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程	18
<b>告 示</b>	
○ 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納に関する業務の一部の委託について	20
○ 農業集落排水事業使用料の収納に関する業務の委託について	21
○ 伊勢都市計画の変更認可に伴う変更後の伊勢都市計画の図書の縦覧について	23
○ 平成 19 年度予算及び平成 18 年度補正予算の要領について	25
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	147
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	149
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	150
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙関係 ・ 投票管理者の変更について	151
○ 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙関係 ・ 投票管理者の職務を代理すべき者の変更について	152
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 水道料金等の収納に関する事務の委託について	153
○ 下水道使用料の収納に関する事務の委託について	155
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 18 年度賦課対象区域の決定について	157
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 18 年度賦課対象区域の決定について	159
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	162
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	163
<b>病院公告</b>	
○ 職員採用試験の実施について	164

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程を次

のように定める。

平成19年4月1日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

## 伊勢市病院事業管理規程第1号

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程  
(伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」を「病院職員」に改める。

第2条を次のように改める。

(職名)

第2条 病院職員の職名は、職員及び技能労務職員とする。

第3条中「職員」を「病院職員」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

職 名	職 種 名
職員	一般事務員
	医療相談員
	医師
	歯科医師
	一般技術員
	薬剤師
	栄養士
	診療放射線技師
	臨床検査技師
	臨床工学技士
	理学療法士
	言語聴覚士
	臨床心理士

	視能訓練士
	歯科衛生士
	歯科技工士
	助産師
	看護師
	准看護師
技能労務職員	一般業務員
	看護補助者
	調理師
	調理員

(市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 臨時職員
- (2) 嘱託職員

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考中「業務員」を「技能労務職員」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第4条関係)

級 別 標 準 職 務 表

給料表	職 務 の 級	標 準 的 な 職 務
	1 級	定型的な業務を行う職務
	2 級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

病院企業一般職給料表	3 級	1 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 係長の職務又はこれに相当する職務 3 主任看護師の職務
	4 級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う職務 2 係長の職務又はこれに相当する職務 3 主任看護師の職務
	5 級	1 副薬局長、室長補佐及び課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 看護師長の職務
	6 級	1 薬局長、室長及び課長の職務又はこれに相当する職務 2 看護副部長の職務
	7 級	部長（看護副部長を除く。）の職務又はこれに相当する職務
病院企業技能労務職給料表	1 級	定型的な業務を行う職務
	2 級	一般的な業務を行う職務
	3 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
	4 級	1 副主任の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
	5 級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任の職務 3 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
病院企業医療職給料表	1 級	医員の職務
	2 級	副医長の職務
	3 級	医長の職務
	4 級	特に高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う医長の職務
	5 級	1 副院長の職務 2 部長及び健診センター長の職務

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程の一部を改正する規程を

次のように定める。

平成19年4月1日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

## 伊勢市病院事業管理規程第 2 号

伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則中「松崎修」を「村松拓巳」に改める。

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務



伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（表彰）

第15条 職員の表彰については、管理者が別に定める。

第18条中「定めるところによる」を「定めるところによるほか、市長の事務部局の職員に準じるものとする」に改める。

別表中

「

遅番 (2)	午前10時 30分から 午後7時 15分まで	45分とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	おおむね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに15分とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。
遅番 (3)	午前10時 45分から 午後7時 30分まで	45分とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	おおむね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに15分とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。

」

を

「

遅番 (2)	午前9時 15分から 午後6時 00分まで	45分とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	おおむね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに15分とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。
遅番 (3)	午前10時 30分から 午後7時 15分まで	45分とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	おおむね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに15分とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。

遅番 (4)	午前 10 時 45 分から 午後 7 時 30 分まで	45 分とし、そ の時限は業務の 実情に応じて所 属長が定める。	おおむね 4 時間の連続する正 規の勤務時間ごとに 15 分と し、その時限は業務の実情に 応じて所属長が定める。
-----------	---------------------------------------	---	--

」

に改める。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の一部を改正す

る規程を次のように定める。

平成19年4月1日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

## 伊勢市病院事業管理規程第4号

市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「2,500円とする」を「5,200円を上限とし、通勤の距離に応じて支給する」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

## 伊勢市病院事業管理規程第5号

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市病院事業会計規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第89条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成19年4月1日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

## 伊勢市病院事業管理規程第6号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中「当該職員の給料月額と伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年伊勢市条例第43号）附則第7項の規定による給料の額との合計額に、それぞれ」及び「支給割合を乗じて得た」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に必要と認めた場合には、加給することができる。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第8条関係）

職	支給額
副院長	146,400円
医療部長、健診センター長及び医療技術部長（医師に限る。）	90,000円
医療技術部長（医師を除く。）、看護部長及び事務部長	69,000円
次長及び参事	55,000円
薬局長、室長、看護副部長及び課長	49,000円
副参事	40,000円

別表第8 医師診療手当の項支給を受ける職員の範囲の欄中「及び健診センター長」を「、健診センター長及び医療技術部長（医師に限る。）」に改め、同表に次のように加える。

救急診療手当	当直中の医師が救急患者の診療に従事したとき	患者1人につき3,000円
危険業務従事手当	職員が身体に危害を受けたとき。	1件につき3,000円



別表第9を次のように改める。

別表第9（第13条関係）

職	支給額
副院長、医療部長、健診センター長及び医療技術部長 （医師に限る。）	10,000円
医療技術部長（医師を除く。）、看護部長、事務部長、 次長及び参事	8,500円
薬局長、室長、看護副部長、課長及び副参事	7,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
（平成20年3月31日までの間における管理職手当に関する特例）
- 2 平成20年3月31日までの間における管理職手当の支給額については、この規程による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程別表第7中「69,000円」及び「55,000円」とあるのは「62,000円」と、「49,000円」及び「40,000円」とあるのは「45,000円」とする。

市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成19年4月1日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

## 伊勢市病院事業管理規程第7号

市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院の診療等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「正午」を「午前11時30分」に改める。

第13条第3項中「10日まで、11日から20日まで及び21日から末日までの分をそれぞれ」を「末日までの分を」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 40 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 19 年 4 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納に関する業務を委託した者

伊勢市勢田町 628 番地 3

社団法人伊勢市シルバー人材センター

理事長 廣瀬 壽

2 委託期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 41 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、農業集落排水事業使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 19 年 4 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 10 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜 2 丁目 20 番 1 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ホットスパコンビニエンスネットワークス
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木 1 丁目 8 番 7 号	株式会社エーエム・ピーエムジャパン
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グロースーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地 1	株式会社ポプラ

札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田3丁目2番14号	株式会社ジェイアール西日本デ ーサービスネット
熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社エブリワン
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

## 2 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

## 伊勢市告示第 42 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 19 年 4 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 都市計画の種類及び名称

#### 伊勢都市計画公園

- 3・3・131 号二見浦公園
- 3・3・110 号離宮院公園
- 2・2・111 号若山公園
- 2・2・112 号下之惣公園
- 2・2・113 号明野北部公園
- 2・2・132 号今一色公園
- 2・2・151 号新開公園
- 2・2・152 号上条公園
- 2・2・153 号高向公園

#### 伊勢市都市計画下水道

- 伊勢市二見町特定環境保全公共下水道
- 流域関連伊勢市小俣町公共下水道
- 流域関連伊勢市御薊町公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

4 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591



伊勢市告示第 43 号

平成 19 年 3 月 26 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 19 年度予算及び平成

18 年度補正予算の要領は次のとおりです。

平成 19 年 4 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 平成19年度 伊勢市一般会計予算

平成19年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 44,065,847千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		16,400,000
	1 市民税	7,875,500
	2 固定資産税	6,567,000
	3 軽自動車税	230,000
	4 市たばこ税	729,999
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	2,200
	7 都市計画税	995,300
2 地方譲与税		400,000
	1 自動車重量譲与税	300,000
	2 地方道路譲与税	100,000
3 利子割交付金		90,000
	1 利子割交付金	90,000
4 配当割交付金		85,000
	1 配当割交付金	85,000
5 株式等譲渡所得割交付金		120,000

款	項	金額
	1 株式等譲渡所得割交付金	120,000
6 地方消費税交付金		1,230,000
	1 地方消費税交付金	1,230,000
7 ゴルフ場利用税交付金		14,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,000
8 自動車取得税交付金		310,000
	1 自動車取得税交付金	310,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		46,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	46,000
10 地方特例交付金		150,000
	1 地方特例交付金	50,000
	2 特別交付金	100,000
11 地方交付税		8,000,000
	1 地方交付税	8,000,000
12 交通安全対策特別交付金		23,000
	1 交通安全対策特別交付金	23,000
13 分担金及び負担金		974,317

	1 分担金	1,000
	2 負担金	973,317
14 使用料及び手数料		360,938
	1 使用料	294,785
	2 手数料	66,153
15 国庫支出金		4,116,796
	1 国庫負担金	3,006,876
	2 国庫補助金	1,074,106
	3 委託金	35,814
16 県支出金		2,256,975
	1 県負担金	1,100,208
	2 県補助金	716,888
	3 委託金	439,879
17 財産収入		57,884
	1 財産運用収入	34,378
	2 財産売払収入	23,506
18 寄附金		25,101
	1 寄附金	25,101
19 繰入金		1,138,873

款	項	金額
	1 基金繰入金	1,138,368
	2 特別会計繰入金	505
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		710,863
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	1,000
	3 貸付金元利収入	83,540
	4 受託事業収入	9,386
	5 雑入	611,937
22 市債		7,506,100
	1 市債	7,506,100
歳 入	合 計	44,065,847

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		366,069
	1 議会費	366,069
2 総務費		7,543,126
	1 総務管理費	6,376,740
	2 地域振興費	219,070
	3 徴税費	512,371
	4 戸籍住民基本台帳費	214,098
	5 選挙費	165,395
	6 統計調査費	23,869
	7 監査委員費	31,583
3 民生費		12,638,690
	1 社会福祉費	3,205,848
	2 老人福祉費	2,674,568
	3 児童福祉費	4,604,212
	4 生活保護費	2,049,023
	5 人権政策費	86,247
	6 国民年金事務費	18,792



款	項	金額
4 衛生費		4,297,843
	1 保健衛生費	2,132,464
	2 清掃費	2,165,379
5 労働費		142,818
	1 労働諸費	142,818
6 農林水産業費		1,078,397
	1 農業費	676,265
	2 林業費	84,365
	3 水産業費	317,767
7 商工費		494,224
	1 商工費	494,224
8 観光費		290,931
	1 観光費	290,931
9 土木費		6,187,452
	1 土木管理費	264,449
	2 道路橋梁費	1,336,568
	3 河川費	497,237

	4 港湾海岸費	22,180
	5 都市計画費	3,834,149
	6 住宅費	232,869
10 消防費		1,879,140
	1 消防費	1,879,140
11 教育費		4,029,850
	1 教育総務費	758,972
	2 小学校費	621,478
	3 中学校費	343,852
	4 幼稚園費	195,292
	5 社会教育費	562,226
	6 保健体育費	1,548,030
12 災害復旧費		39
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	18
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,067,266
	1 公債費	5,067,266

款	項	金額
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	合
		計
		44,065,847

## 第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 土 木 費	3 河 川 費	準用河川大堀川支川改修事業	千円 130,241	平成19年度	千円 33,200
				平成20年度	97,041
11 教 育 費	6 保健体育費	中学校給食施設建設事業	1,113,982	平成19年度	537,716
				平成20年度	576,266

## 第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
伊勢市土地開発公社の事業 運営資金に対する損失補償	自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	2,000,000 千円 伊勢市土地開発公社が、その事業運営資金として 借入れた元金及び年5.0%以内の利子の額
農地・水・環境保全向上対策事業	自 平成20年 4月 1日 至 平成24年 3月31日	40,000 千円
伊勢湾海上アクセス 推進事業用地賃借料	自 平成20年 4月 1日 至 平成29年 3月31日	128,520 千円

## 第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	5,464,800 <sup>千円</sup>	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資 金についてはその融通条件により、銀 行その他の場合にはその債権者との協 定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えすることができ る。
地区コミュニティセンター整備事業債	37,400			
地 域 再 生 事 業 債	49,300			
水 道 事 業 出 資 債	11,000			
清 掃 運 搬 施 設 整 備 事 業 債	3,900			
農 道 整 備 事 業 債	5,800			
農 業 用 排 水 路 整 備 事 業 債	5,100			
ふるさと農道整備事業債	60,700			
国 土 保 全 対 策 事 業 債	14,100			
擁 壁 補 強 事 業 債	40,000			
漁 港 整 備 事 業 債	18,400			
海 岸 局 部 改 良 事 業 債	29,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
海岸整備事業債	千円 8,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資 金についてはその融通条件により、銀 行その他の場合にはその債権者との協 定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えすることができ る。
臨時地方道整備事業債	238,000			
地方特定道路整備事業債	27,000			
防衛施設周辺整備事業債	32,600			
準用河川改修事業債	37,500			
臨時河川等整備事業債	9,600			
排水路改良事業債	58,900			
街なみ環境整備事業債	8,300			
都市下水路事業債	13,000			
公営住宅整備事業債	11,600			
臨時財政対策債	1,322,000			
計	7,506,100			

## 平成19年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成19年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,975,349千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 国民健康保険料		4,087,641
	1 国民健康保険料	4,087,641
2 国民健康保険税		4,326
	1 国民健康保険税	4,326
3 国庫支出金		2,895,162
	1 国庫負担金	2,307,701
	2 国庫補助金	587,461
4 療養給付費等交付金		3,141,479
	1 療養給付費等交付金	3,141,479
5 県支出金		450,126
	1 県負担金	52,305
	2 県補助金	397,821
6 共同事業交付金		1,344,664
	1 共同事業交付金	1,344,664
7 財産収入		708
	1 財産運用収入	708



8 繰入金		1,040,182
	1 他会計繰入金	746,827
	2 基金繰入金	293,355
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		11,060
	1 延滞金、加算金及び過料	2,930
	2 預金利子	10
	3 雑入	8,120
歳 入 合 計		12,975,349

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		258,610
	1 総務管理費	230,519
	2 賦課徴収費	26,214
	3 運営協議会費	686
	4 趣旨普及費	1,191
2 保険給付費		8,483,142
	1 療養諸費	7,725,644
	2 高額療養費	642,088
	3 移送費	3,410
	4 出産育児諸費	59,500
	5 葬祭諸費	52,500
3 老人保健拠出金		1,924,219
	1 老人保健拠出金	1,924,219
4 介護納付金		717,823
	1 介護納付金	717,823
5 共同事業拠出金		1,386,928
	1 共同事業拠出金	1,386,928

6 保健事業費		60,360
	1 保健事業費	60,360
7 公債費		579
	1 公債費	579
8 諸支出金		15,109
	1 償還金及び還付加算金	14,401
	2 基金積立金	708
9 予備費		128,579
	1 予備費	128,579
歳 出 合 計		12,975,349

## 平成19年度 伊勢市老人保健医療特別会計予算

平成19年度 伊勢市の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,824,934千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 支払基金交付金		5,700,058
	1 支払基金交付金	5,700,058
2 国庫支出金		3,380,226
	1 国庫負担金	3,374,191
	2 国庫補助金	6,035
3 県支出金		843,548
	1 県負担金	843,548
4 繰入金		901,086
	1 一般会計繰入金	901,086
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		6
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
歳入	合計	10,824,934

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		62,424
	1 総務管理費	62,424
2 医療諸費		10,761,343
	1 医療諸費	10,761,343
3 公債費		156
	1 公債費	156
4 諸支出金		11
	1 償還金	11
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		10,824,934

## 平成19年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成19年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,209,054千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 52,637千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定で 600,000千円、介護サービス事業勘定で 10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 保険事業勘定

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 保険料		1,507,536
	1 介護保険料	1,507,536
2 国庫支出金		1,872,732
	1 国庫負担金	1,413,978
	2 国庫補助金	458,754
3 支払基金交付金		2,417,090
	1 支払基金交付金	2,417,090
4 県支出金		1,140,705
	1 県負担金	1,117,762
	2 県補助金	22,943
5 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
6 繰入金		1,269,986
	1 一般会計繰入金	1,265,719
	2 基金繰入金	4,267
7 繰越金		1



	1 繰越金	1
8 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入 合 計		8,209,054

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		265,251
	1 総務管理費	117,104
	2 徴収費	23,407
	3 介護認定諸費	124,740
2 保険給付費		7,789,976
	1 介護サービス等諸費	7,789,976
3 財政安定化基金拠出金		8,193
	1 財政安定化基金拠出金	8,193
4 地域支援事業費		118,801
	1 地域支援事業費	118,801
5 基金積立金		1,000
	1 基金積立金	1,000
6 公債費		23,932
	1 公債費	23,932
7 諸支出金		901
	1 償還金及び還付加算金	901
8 予備費		1,000

	1 予備費	1,000
歳	出	合計
		8,209,054

第1表 歳入歳出予算 介護サービス事業勘定

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 サービス費収入		30,000
	1 介護予防給付費収入	30,000
2 繰入金		22,636
	1 一般会計繰入金	22,636
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		52,637

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業費		52,527
	1 介護予防サービス事業費	52,527
2 公債費		10
	1 公債費	10
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	52,637

## 平成 19 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 19 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,573 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 事業収入		14,793
	1 事業収入	14,793
2 県支出金		2,627
	1 県補助金	2,627
3 繰入金		21,052
	1 一般会計繰入金	21,052
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		38,573

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		2,813
	1 総務管理費	2,813
2 公債費		35,760
	1 公債費	35,760
歳 出 合 計		38,573



## 平成 19 年度 伊勢市福祉資金貸付事業特別会計予算

平成 19 年度 伊勢市の福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 576 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 事業収入			475
	1 事業収入		475
2 繰越金			100
	1 繰越金		100
3 諸収入			1
	1 雑入		1
歳入	合計		576

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		576
	1 総務管理費	576
歳 出	合 計	576

## 平成19年度 伊勢市まちなみ保全事業特別会計予算

平成19年度 伊勢市のまちなみ保全事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72,735千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 財産収入		1,270
	1 財産運用収入	1,270
2 繰入金		60,172
	1 基金繰入金	60,172
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		11,292
	1 貸付金元利収入	11,291
	2 雑入	1
歳入合計		72,735

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		12,735
	1 総務管理費	12,735
2 事業費		60,000
	1 事業費	60,000
歳 出 合 計		72,735

## 平成 19 年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計予算

平成 19 年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 70,185 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		300
	1 分担金	300
2 使用料及び手数料		24,950
	1 使用料	24,950
3 繰入金		44,934
	1 他会計繰入金	44,934
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		70,185



歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		41,709
	1 総務費	6,300
	2 維持管理費	35,409
2 公債費		28,476
	1 公債費	28,476
歳 出 合 計		70,185

## 平成19年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成19年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 200,971千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 財産収入		1,946
	1 財産運用収入	1,945
	2 財産売払収入	1
2 繰入金		199,023
	1 基金繰入金	199,023
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		200,971

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用地取得事業費		200,971
	1 管理費	1,946
	2 事業費	199,025
歳 出	合 計	200,971

平成19年度伊勢市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	419 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 106,140 人
	外 来 218,540 人
	健診・ドック 11,604 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 290 人
	外 来 892 人
	健診・ドック 41 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

収 入	予 定 額
款 項	
第1款 病 院 事 業 収 益	6,716,242
第1項 医 業 収 益	6,072,482
第2項 健 診 収 益	240,662
第3項 医 業 外 収 益	402,998
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支		出
款	項	予定額
第1款	病院事業費用	6,879,775
第1項	医療費用	6,385,426
第2項	健診費用	145,204
第3項	医療外費用	348,045
第4項	特別損失	100
第5項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額289,689千円は、一時借入金で措置するものとする。)

(単位：千円)

収		入
款	項	予定額
第1款	資本的収入	480,000
第1項	負担金	100,000
第2項	企業債	380,000

(単位：千円)

支		出
款	項	予定額
第1款	資本的支出	769,689
第1項	建設改良費	480,000
第2項	企業債償還金	289,689

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
M R I 装置更新	千円 130,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入れ る政府資金及び公営企業金 融公庫資金について、利率 の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	政府資金及び金融公庫資金について は、その融通条件により、銀行その他 の場合には、その債権者との協定によるも のとする。ただし、財政の都合により据置 期間及び償還期間を短縮し、又は、繰上 償還もしくは低利に借換えすることができ る。
オーダリングシステム	250,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	3,820,419
(2) 交 際 費	1,000

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。(単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 病 院 群 輪 番 制 病 院 運 営 費 補 助 金	9,430

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、1,486,203千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	MRI装置	一式
	オーダリングシステム	一式



平成19年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	53,763 戸
(2) 総 給 水 量	18,470 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	50,603 m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 工 事 の 概 要	(単位 千円)
ア 原 水 施 設 更 新 事 業	115,675
イ 配 水 管 新 設 及 び 改 良 工 事	1,122,309
ウ 老 朽 管 更 新 事 業	282,914
エ 加 圧 施 設 更 新 事 業	19,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款 項	収 入
	予 定 額
第1款 水 道 事 業 収 益	3,054,168
第1項 営 業 収 益	2,973,145
第2項 営 業 外 収 益	79,278
第3項 簡 易 水 道 収 益	1,745

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	水 道 事 業 費 用	2, 8 2 2, 7 7 2
第 1 項	営 業 費 用	2, 4 5 6, 6 9 2
第 2 項	営 業 外 費 用	3 4 9, 6 0 0
第 3 項	簡 易 水 道 費 用	5, 4 8 0
第 4 項	予 備 費	1 1, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 3 5 9, 5 4 4千円は、過年度分損益勘定留保資金等1, 3 5 9, 5 4 4千円で補填するものとする。)

(単位 千円)

収		入
款	項	予 定 額
第 1 款	資 本 的 収 入	6 9 9, 2 0 0
第 1 項	企 業 債	3 9 1, 6 0 0
第 2 項	負 担 金	2 9 6, 6 0 0
第 3 項	出 資 金	1 1, 0 0 0

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	資 本 的 支 出	2, 0 5 8, 7 4 4
第 1 項	建 設 改 良 費	1, 5 8 3, 6 6 5
第 2 項	償 還 金	4 7 5, 0 7 9

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (単位 千円)
水道事業基本計画策定業務委託	平成20年度	35,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水及び給水施設費	11,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び金融公庫資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
老朽管更新事業費	160,100			
配水管敷設事業費	159,300			
増口径管敷設替事業費	61,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	375,585

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、37,671千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

平成19年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	9, 0 4 4 戸
(2) 総 排 水 量	2, 3 9 4 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 排 水 量	6, 5 5 8 m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 工 事 の 概 要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設工事	3, 4 2 8, 5 0 1
イ 処理場整備工事	5, 0 0 0
ウ 雨水管渠敷設工事	2 5 1, 9 4 0
エ ポンプ場築造工事	1, 3 4 9, 7 0 6

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	予 定 額
款 項	
第1款 下水道事業収益	1, 8 8 0, 4 9 9
第1項 営業収益	4 7 2, 7 0 7
第2項 営業外収益	1, 4 0 7, 7 9 1
第3項 特別利益	1

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	下水道事業費用	1,914,782
第 1 項	営業費用	1,333,712
第 2 項	営業外費用	576,569
第 3 項	特別損失	1
第 4 項	予備費	4,500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額543,729千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

(単位 千円)

収		入
款	項	予 定 額
第 1 款	資本的収入	5,475,272
第 1 項	企業債	3,124,700
第 2 項	負担金	411,572
第 3 項	国庫補助金	1,939,000

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	資本的支出	6,019,001
第 1 項	建設改良費	5,474,311
第 2 項	企業債償還金	544,390
第 3 項	受益者負担金返還金	300

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成20年度 至 平成24年度	484千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共下水道事業債	2,669,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業債	438,900			
特定環境保全公共下水道事業債	16,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	302,278

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、754,025千円である。



平成19年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

入居居室数 9室

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	グループホーム事業収益	36,316千円
第1項	営業収益	36,315千円
第2項	営業外収益	1千円

支出

第2款	グループホーム事業費用	39,309千円
第1項	営業費用	39,181千円
第2項	営業外費用	123千円
第3項	予備費	5千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,801千円は、過年度分損益勘定留保資金1,801千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 0千円

支 出

第1款 資本的支出 1,801千円

第1項 企業債償還金 1,801千円

(一時借入金)

第5条 借入金の限度額は、7,000千円と定める。

## 平成 1 8 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 6 , 9 1 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3 , 3 0 1 , 9 0 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		14,800,000	300,000	15,100,000
	1 市民税	6,350,375	322,000	6,672,375
	4 市たばこ税	770,000	22,000	748,000
2 地方譲与税		1,315,000	72,752	1,387,752
	1 所得譲与税	915,000	52,752	967,752
	2 自動車重量譲与税	300,000	20,000	320,000
3 利子割交付金		52,000	8,000	60,000
	1 利子割交付金	52,000	8,000	60,000
4 配当割交付金		16,000	34,000	50,000
	1 配当割交付金	16,000	34,000	50,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000	30,000	80,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000	30,000	80,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		44,000	2,107	46,107
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	44,000	2,107	46,107
10 地方特例交付金		480,000	31,148	448,852
	1 地方特例交付金	480,000	31,148	448,852

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		8,549,299	42,327	8,506,972
	1 地方交付税	8,549,299	42,327	8,506,972
13 分担金及び負担金		885,716	42,428	928,144
	1 負担金	885,716	42,428	928,144
14 使用料及び手数料		386,926	24,936	361,990
	1 使用料	319,907	23,757	296,150
	2 手数料	67,019	1,179	65,840
15 国庫支出金		4,998,286	367,730	5,366,016
	1 国庫負担金	2,890,145	210,992	2,679,153
	2 国庫補助金	2,069,177	577,401	2,646,578
	3 委託金	38,964	1,321	40,285
16 県支出金		2,015,894	69,739	2,085,633
	1 県負担金	800,882	103,602	904,484
	2 県補助金	971,764	43,989	927,775
	3 委託金	243,248	10,126	253,374
17 財産収入		101,376	22,269	123,645
	1 財産運用収入	27,729	382	27,347

	2 財産売却収入	73,647	22,651	96,298
18 寄附金		25,101	4,227	29,328
	1 寄附金	25,101	4,227	29,328
19 繰入金		1,427,444	358,644	1,068,800
	1 基金繰入金	1,426,571	358,276	1,068,295
	2 特別会計繰入金	873	368	505
21 諸収入		1,039,639	79,877	1,119,516
	2 市預金利子	100	1,413	1,513
	3 貸付金元利収入	97,080	5,657	91,423
	5 雑入	917,102	84,121	1,001,223
22 市債		4,738,500	282,300	4,456,200
	1 市債	4,738,500	282,300	4,456,200
歳 入 合 計		43,004,995	293,774	43,298,769

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		368,490	1,693	366,797
	1 議会費	368,490	1,693	366,797
2 総務費		4,895,277	490,066	5,385,343
	1 総務管理費	3,697,717	531,286	4,229,003
	2 地域振興費	261,687	1,775	263,462
	3 徴税費	495,765	9,962	485,803
	4 戸籍住民基本台帳費	229,741	2,686	227,055
	5 選挙費	155,931	28,326	127,605
	6 統計調査費	22,734	1,807	20,927
	7 監査委員費	31,702	214	31,488
3 民生費		13,042,832	344,554	12,698,278
	1 社会福祉費	2,968,503	38,125	2,930,378
	2 老人福祉費	2,673,212	83,974	2,757,186
	3 児童福祉費	5,022,101	262,428	4,759,673
	4 生活保護費	2,273,432	124,455	2,148,977
	5 人権政策費	87,094	3,473	83,621
	6 国民年金事務費	18,490	47	18,443

4 衛生費		4,502,762	39,309	4,463,453
	1 保健衛生費	2,300,508	20,322	2,320,830
	2 清掃費	2,202,254	59,631	2,142,623
5 労働費		167,312	1,095	166,217
	1 労働諸費	167,312	1,095	166,217
6 農林水産業費		1,351,571	61,052	1,290,519
	1 農業費	1,019,646	52,680	966,966
	2 林業費	49,594	1,449	48,145
	3 水産業費	282,331	6,923	275,408
7 商工費		190,867	5,354	185,513
	1 商工費	190,867	5,354	185,513
8 観光費		319,296	6,547	312,749
	1 観光費	319,296	6,547	312,749
9 土木費		6,411,637	327,747	6,083,890
	1 土木管理費	193,002	8,077	184,925
	2 道路橋梁費	1,751,812	131,227	1,620,585
	3 河川費	658,952	26,817	632,135
	4 港湾海岸費	8,566	1,694	10,260
	5 都市計画費	3,440,408	145,185	3,295,223



款	項	補正前の額	補正額	計
	6 住宅費	358,897	18,135	340,762
10 消防費		1,994,351	34,735	1,959,616
	1 消防費	1,994,351	34,735	1,959,616
11 教育費		4,632,150	629,703	5,261,853
	1 教育総務費	817,911	55,641	873,552
	2 小学校費	1,575,597	163,498	1,739,095
	3 中学校費	577,313	247,978	825,291
	4 幼稚園費	208,400	6,733	201,667
	5 社会教育費	591,922	4,663	587,259
	6 保健体育費	861,007	173,982	1,034,989
12 災害復旧費		33,100	2,290	30,810
	2 公共土木施設災害復旧費	33,079	2,290	30,789
13 公債費		5,045,348	1,619	5,043,729
	1 公債費	5,045,348	1,619	5,043,729
歳	出	合	計	
		43,004,995	293,774	43,298,769

第 2 表 継続費補正  
変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 土木費	2 道路橋梁費	小俣1号線整備事業	千円 82,080	平成17年度	千円 28,047	千円 75,356	平成17年度	千円 28,047
				平成18年度	54,033		平成18年度	47,309
		道路改良事業 (小俣11号線 道路改良事業)	53,132	平成17年度	30,168	44,732	平成17年度	30,168
				平成18年度	22,964		平成18年度	14,564
	5 都市計画費	野村公園整備事業	64,287	平成17年度	12,824	52,126	平成17年度	12,824
					平成18年度		51,463	平成18年度
	6 住宅費	二俣団地市営住宅 改築事業(第二期)	155,045	平成17年度	92,069	155,043	平成17年度	92,069
					平成18年度		62,976	平成18年度

第3表 繰越明許費補正  
追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電子入札システム導入経費	58,800 <small>千円</small>
3 民生費	2 老人福祉費	後期高齢者医療準備経費	34,371
4 衛生費	2 清掃費	ごみ減量・資源化推進事業	25,672
6 農林水産業費	1 農業費	農村総合整備統合補助事業	66,100
7 商工費	1 商工費	産業支援センター建設事業	1,291
		産業調査研究推進経費	500
8 観光費	1 観光費	観光施設管理運営事業	2,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	69,408
		橋梁維持事業	21,021
	3 河川費	河川改良事業	17,900
	5 都市計画費	街なみ環境整備事業	50,549
		街路事業	4,700

款	項	事業名	金額
9 土木費	5 都市計画費	倉田山都市下水路整備事業	千円 58,940
10 消防費	1 消防費	国民保護計画策定事業	713
11 教育費	2 小学校費	小学校耐震補強事業	133,920
	3 中学校費	中学校整備事業	281,801
		中学校耐震補強事業	21,060
	6 保健体育費	体育施設整備事業	198,565
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	16,100

変更

款	項	補正	前	補正	後
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	大湊地区コミュニティ センター新築事業	千円 29,369	大湊地区コミュニティ センター新築事業	千円 86,056
9 土木費	2 道路橋梁費	道路整備事業	177,700	道路整備事業	248,034

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
9 土 木 費	3 河 川 費	河 川 改 修 事 業	62,600 <sup>千円</sup>	河 川 改 修 事 業	164,200 <sup>千円</sup>
		排 水 路 整 備 事 業	49,000	排 水 路 整 備 事 業	78,200
	5 都 市 計 画 費	ま ち づ くり 推 進 事 業	35,500	ま ち づ くり 推 進 事 業	139,500
		公 園 改 良 事 業	16,000	公 園 改 良 事 業	8,300
11 教 育 費	2 小 学 校 費	小 学 校 整 備 事 業	13,154	小 学 校 整 備 事 業	93,882

## 第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市町村合併特例事業債	千円 1,475,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 1,391,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
地域再生事業債	69,800				56,200			
臨時地方道整備事業債	414,000				370,000			
地方特定道路整備事業債	90,000				37,100			
防衛施設周辺整備事業債	42,500				35,500			
橋梁耐震事業債	32,400				30,600			
準用河川改修事業債	45,000				51,000			
臨時河川等整備事業債	83,400				62,000			
排水路改良事業債	83,900				78,800			
街なみ環境整備事業債	49,300				28,800			
レクリエーション・スポーツ施設整備事業債	10,500	0						

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市下水路事業債	千円 36,300	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び公 営企業金融公 庫資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金 及び金融公庫資金 についてはその融通 条件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができる。	千円 33,000	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び公 営企業金融公 庫資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金 及び金融公庫資金 についてはその融通 条件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができる。
やさしい公園づくり事業債	13,500				9,300			
公営住宅建設事業債	50,100				44,000			
消防施設整備事業債	13,100				10,100			
学校校舎改築事業債	320,300				316,100			
農道整備事業債	10,500				9,000			
農業用排水路整備事業債	9,700				8,900			
国土保全対策事業	19,200				18,700			
河川災害復旧事業債	10,800				7,400			

## 平成 1 8 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 6 , 8 7 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 , 9 8 4 , 1 3 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		4,126,164	18,679	4,144,843
	1 国民健康保険料	4,126,164	18,679	4,144,843
2 国民健康保険税		18,015	7,690	25,705
	1 国民健康保険税	18,015	7,690	25,705
3 国庫支出金		3,077,080	144,841	2,932,239
	1 国庫負担金	2,427,879	121,380	2,306,499
	2 国庫補助金	649,201	23,461	625,740
4 療養給付費等交付金		2,520,700	56,976	2,463,724
	1 療養給付費等交付金	2,520,700	56,976	2,463,724
5 県支出金		480,268	21,942	458,326
	1 県負担金	47,468	3,302	44,166
	2 県補助金	432,800	18,640	414,160
6 共同事業交付金		635,000	78,425	713,425
	1 共同事業交付金	635,000	78,425	713,425
7 財産収入		57	664	721
	1 財産運用収入	57	664	721

8 繰入金		1,093,644	65,155	1,158,799
	1 他会計繰入金	674,189	68,669	742,858
	2 基金繰入金	419,455	3,514	415,941
10 諸収入		12,780	6,274	19,054
	1 延滞金、加算金及び過料	3,150	1,417	4,567
	2 預金利子	10	10	0
	3 雑入	9,620	4,867	14,487
歳 入 合 計		12,031,011	46,872	11,984,139

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		272,229	35,962	308,191
	1 総務管理費	242,548	39,126	281,674
	2 賦課徴収費	27,804	2,490	25,314
	3 運営協議会費	686	354	332
	4 趣旨普及費	1,191	320	871
2 保険給付費		8,188,650	74,420	8,114,230
	1 療養諸費	7,426,013	101,022	7,324,991
	2 高額療養費	656,123	30,462	686,585
	3 移送費	3,014	2,260	754
	5 葬祭諸費	52,500	1,600	50,900
3 老人保健拠出金		1,846,781	603	1,846,178
	1 老人保健拠出金	1,846,781	603	1,846,178
4 介護納付金		742,718	2,065	740,653
	1 介護納付金	742,718	2,065	740,653
5 共同事業拠出金		724,914	12,806	737,720
	1 共同事業拠出金	724,914	12,806	737,720
6 保健事業費		52,693	5,743	46,950

	1 保健事業費	52,693	5,743	46,950
7 公債費		327	53	380
	1 公債費	327	53	380
8 諸支出金		14,858	47,794	62,652
	1 償還金及び還付加算金	14,801	47,130	61,931
	2 基金積立金	57	664	721
9 予備費		187,841	60,656	127,185
	1 予備費	187,841	60,656	127,185
歳	出	合	計	
		12,031,011	46,872	11,984,139

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	国民健康保険電算経費	44,730 <small>千円</small>

## 平成 1 8 年度 伊勢市老人保健医療特別会計補正予算（第 4 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の老人保健医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 7 9 , 1 3 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 , 2 2 8 , 1 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		6,098,325	114,877	5,983,448
	1 支払基金交付金	6,098,325	114,877	5,983,448
2 国庫支出金		3,510,849	281,718	3,229,131
	1 国庫負担金	3,503,186	281,476	3,221,710
	2 国庫補助金	7,663	242	7,421
3 県支出金		854,743	27,204	827,539
	1 県負担金	854,743	27,204	827,539
4 繰入金		912,054	128,776	1,040,830
	1 一般会計繰入金	912,054	128,776	1,040,830
6 諸収入		6	15,892	15,898
	3 雑入	3	15,892	15,895
歳入	合計	11,507,240	279,131	11,228,109

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		62,981	1,039	61,942
	1 総務管理費	62,981	1,039	61,942
2 医療諸費		11,226,329	278,092	10,948,237
	1 医療諸費	11,226,329	278,092	10,948,237
歳 出	合 計	11,507,240	279,131	11,228,109



## 平成 18 年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 18 年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 403,095 千円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,021,388 千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 51,291 千円を減額し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,467 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 保険事業勘定の地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 保険事業勘定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,415,708	66,918	1,482,626
	1 介護保険料	1,415,708	66,918	1,482,626
2 国庫支出金		1,915,485	78,320	1,837,165
	1 国庫負担金	1,387,671	19,507	1,407,178
	2 国庫補助金	527,814	97,827	429,987
3 支払基金交付金		2,425,362	208,419	2,216,943
	1 支払基金交付金	2,425,362	208,419	2,216,943
4 県支出金		1,184,794	87,567	1,097,227
	1 県負担金	1,152,723	68,534	1,084,189
	2 県補助金	32,071	19,033	13,038
5 財産収入		10	529	539
	1 財産運用収入	10	529	539
6 繰入金		1,380,760	48,846	1,331,914
	1 一般会計繰入金	1,270,042	36,155	1,233,887
	2 基金繰入金	110,718	16,267	94,451
	3 介護サービス事業勘定繰入金	0	3,576	3,576

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸収入		4	2,610	2,614
	1 延滞金、加算金及び過料	1	41	42
	3 雑入	2	2,569	2,571
9 市債		50,000	50,000	0
	1 財政安定化基金貸付金	50,000	50,000	0
歳 入 合 計		8,424,483	403,095	8,021,388

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		260,063	23,088	236,975
	1 総務管理費	120,591	265	120,326
	2 徴収費	23,931	2,347	21,584
	3 介護認定諸費	115,541	20,476	95,065
2 保険給付費		7,816,600	340,000	7,476,600
	1 介護サービス等諸費	7,816,600	340,000	7,476,600
4 地域支援事業費		160,948	40,213	120,735
	1 地域支援事業費	160,948	40,213	120,735
5 基金積立金		10	529	539
	1 基金積立金	10	529	539
6 公債費		23,932	323	23,609
	1 公債費	23,932	323	23,609
歳 出	合 計	8,424,483	403,095	8,021,388

第2表 繰越明許費 保険事業勘定

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	資格管理事務経費	千円 3,150

第3表 地方債補正 保険事業勘定  
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	千円 50,000	証書借入	無利子	三重県介護保険財政安定化基金条例第8条第1項の規定による	千円 0	証書借入	無利子	三重県介護保険財政安定化基金条例第8条第1項の規定による

第1表 歳入歳出予算補正 介護サービス事業勘定

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス費収入		60,756	49,289	11,467
	1 介護予防給付費収入	60,756	49,289	11,467
2 繰入金		2,002	2,002	0
	1 一般会計繰入金	2,002	2,002	0
歳入合計		62,758	51,291	11,467

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		62,648	54,767	7,881
	1 介護予防サービス事業費	62,648	54,767	7,881
2 公債費		10	0	10
	1 公債費	10	0	10
3 予備費		100	100	0
	1 予備費	100	100	0
4 諸支出金		0	3,576	3,576
	1 繰出金	0	3,576	3,576
歳 出	合 計	62,758	51,291	11,467

## 平成18年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ686千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,168千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		19,348	2,370	16,978
	1 事業収入	19,348	2,370	16,978
2 県支出金		3,266	40	3,226
	1 県補助金	3,266	40	3,226
3 繰入金		25,139	667	24,472
	1 一般会計繰入金	25,139	667	24,472
4 繰越金		100	2,392	2,492
	1 繰越金	100	2,392	2,492
5 諸収入		1	1	0
	1 雑入	1	1	0
歳	入	合	計	
		47,854	686	47,168

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		2,881	686	2,195
	1 総務管理費	2,881	686	2,195
2 公債費		44,973	0	44,973
	1 公債費	44,973	0	44,973
歳 出	合 計	47,854	686	47,168

## 平成 18 年度 伊勢市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 18 年度 伊勢市の福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 368 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 576 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		843	338	505
	1 事業収入	843	338	505
2 繰越金		100	30	70
	1 繰越金	100	30	70
歳入合計		944	368	576

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		944	368	576
	1 総務管理費	944	368	576
歳 出	合 計	944	368	576

## 平成 1 8 年度 伊勢市まちなみ保全事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 1 8 年度 伊勢市のまちなみ保全事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 8 , 6 9 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 , 0 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		103	562	665
	1 財産運用収入	103	562	665
2 繰入金		60,207	60,163	44
	1 基金繰入金	60,207	60,163	44
4 諸収入		10,382	911	11,293
	1 貸付金元利収入	10,381	911	11,292
歳入	合計	70,693	58,690	12,003

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		10,693	1,310	12,003
	1 総務管理費	10,693	1,310	12,003
2 事業費		60,000	60,000	0
	1 事業費	60,000	60,000	0
歳 出	合 計	70,693	58,690	12,003



## 平成 18 年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 18 年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 19 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,147 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		150	300	450
	1 分担金	150	300	450
2 使用料及び手数料		22,523	2,490	25,013
	1 使用料	22,523	2,490	25,013
3 繰入金		47,492	6,645	40,847
	1 他会計繰入金	47,492	6,645	40,847
4 繰越金		1	3,836	3,837
	1 繰越金	1	3,836	3,837
歳入	合計	70,166	19	70,147

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		41,689	19	41,670
	1 総務費	6,086	19	6,067
	2 維持管理費	35,603	0	35,603
歳 出	合 計	70,166	19	70,147

## 平成 1 8 年度 伊勢市離宮の湯特別会計補正予算（第 3 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の離宮の湯特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 9 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6 , 1 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		14,119	2,880	16,999
	1 使用料	14,119	2,880	16,999
3 繰入金		11,163	3,374	7,789
	1 他会計繰入金	11,163	3,374	7,789
歳入	合計	26,657	494	26,163

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		26,656	494	26,162
	1 総務管理費	26,656	494	26,162
歳 出	合 計	26,657	494	26,163

## 平成 1 8 年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 0 , 2 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 0 , 5 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,231	160,954	162,185
	2 財産売払収入	1	160,954	160,955
2 繰入金		199,023	757	198,266
	1 基金繰入金	199,023	757	198,266
3 繰越金		1	51	52
	1 繰越金	1	51	52
4 諸収入		1	1	0
	1 雑入	1	1	0
歳入合計		200,256	160,247	360,503



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 用地取得事業費		200,256	160,247	360,503
	1 管理費	1,231	160,954	162,185
	2 事業費	199,025	707	198,318
歳 出	合 計	200,256	160,247	360,503

平成18年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成18年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目		既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	136,145人	25,910人	110,235人
	外来	262,150人	15,832人	246,318人
	健診・ドック	12,179人	633人	11,546人
(3) 1日平均患者数	入院	373人	71人	302人
	外来	1,070人	65人	1,005人
	健診・ドック	41人	1人	40人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

収 入		既決予定額	補正予定額	計
款 項				
第1款	病院事業収益	7,733,652	995,763	6,737,889
第1項	医療収益	7,084,527	1,027,866	6,056,661
第2項	健診収益	254,713	14,648	240,065
第3項	医療外収益	394,312	46,751	441,063

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	7,685,942	628,481	7,057,461
第1項	医療費用	7,164,335	665,193	6,499,142
第2項	健診費用	157,124	7,846	149,278
第3項	医療外費用	363,383	44,558	407,941

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「341,949千円」を「515,128千円」に改め、  
資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	100,000	5,100	105,100
第2項	寄附金	0	5,100	5,100

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	441,949	178,279	620,228
第3項	退職給与金	0	178,279	178,279

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	3,956,929	74,357	3,882,572
(2)	交際費	1,000	700	300

(他会計からの補助金)

第6条 予算第7条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金	9,377	107	9,270

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	たな卸資産購入限度額	1,937,282	429,532	1,507,750

平成18年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 平成18年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成18年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(1) 給 水 戸 数	53,680 戸	△ 101 戸	53,579 戸
(2) 総 給 水 量	18,983 千m <sup>3</sup>	△ 371 千m <sup>3</sup>	18,612 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	52,009 m <sup>3</sup>	△ 1,017 m <sup>3</sup>	50,992 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良工事の概要			
ア 原水施設更新事業	71,198 千円	△61,002 千円	10,196 千円
イ 配水管新設及び改良工事	834,230 千円	△172,892 千円	661,338 千円
ウ 老朽管更新事業	152,768 千円	△5,873 千円	146,895 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

		収 入		
款 項		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業収益	3,160,797	13,931	3,174,728
第1項	営業収益	3,087,458	4,115	3,091,573
第2項	営業外収益	71,537	9,730	81,267
第3項	簡易水道収益	1,801	86	1,887

(単位 千円)

		支 出		
款 項		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	2,870,981	△86,849	2,784,132
第1項	営業費用	2,473,409	△79,079	2,394,330
第2項	営業外費用	380,233	△7,482	372,751
第3項	簡易水道費用	5,339	△288	5,051

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,331,075千円」を「1,172,051千円」に、過年度分損益勘定留保資金等「1,331,075千円」を「1,172,051千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款 項	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資 本 的 収 入	315,830	△97,864	217,966
第1項 負 担 金	267,530	△80,464	187,066
第2項 企 業 債	48,300	△17,400	30,900

(単位 千円)

款 項	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資 本 的 支 出	1,646,905	△256,888	1,390,017
第1項 建 設 改 良 費	1,081,782	△240,026	841,756
第2項 債 還 金	565,123	△16,862	548,261

(企業債)

第5条 補正予算(第2号)第3条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
公 営 企 業 借 換 債	48,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金及び金 融公庫資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者との協 定によるものとし る。 ただし、財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。	30,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金及び金 融公庫資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者との協 定によるものとし る。 ただし、財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条に定めた一般会計から繰入を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から繰入を受ける金額	41,506	1,983	43,489



平成18年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成18年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成18年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(1) 排 水 戸 数	7,761 戸	△397 戸	7,364 戸
(2) 総 排 水 量	2,098 千m <sup>3</sup>	△22 千m <sup>3</sup>	2,076 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 排 水 量	5,966 m <sup>3</sup>	△199 m <sup>3</sup>	5,767 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良工事の概要			
ア 汚水管渠敷設工事	3,400,869 千円	500 千円	3,401,369 千円
イ 処理場整備工事	23,622 千円	△16,146 千円	7,476 千円
エ ポンプ場築造工事	1,417,037 千円	4,890 千円	1,421,927 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款 項	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 下水道事業収益	1,682,056	99,783	1,781,839
第1項 営業収益	406,226	3,736	409,962
第2項 営業外収益	1,275,829	96,047	1,371,876

(単位 千円)

款 項	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 下水道事業費用	1,583,426	△138,038	1,445,388
第1項 営業費用	1,062,312	△93,380	968,932
第2項 営業外費用	516,613	△44,658	471,955

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「166,219千円」を「37,834千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

		収 入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的収入	6,263,895	3,262	6,267,157	
第1項 企業債	3,189,400	△74,600	3,114,800	
第2項 負担金	1,065,074	73,862	1,138,936	
第3項 国庫補助金	2,009,421	4,000	2,013,421	

(単位 千円)

		支 出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	6,430,114	△125,123	6,304,991	
第1項 建設改良費	5,909,914	△125,122	5,784,792	
第2項 企業債償還金	520,000	△1	519,999	

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
流域関連 公共下水道 事業債	2,381,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金・特定資金 及び金融公庫資金に ついては、その融通条 件により、銀行その他 の場合には、その債権 者との協定によるも のとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。	2,417,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金・特定資金 及び金融公庫資金に ついては、その融通条 件により、銀行その他 の場合には、その債権 者との協定によるも のとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。
流域下水道 事業債	774,800				667,700			
公共下水道 事業債	14,500				14,600			
特定環境保 全公共下水 道事業債	19,000				15,200			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	321,707	500	322,207

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計から繰入を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から繰入を受ける金額	700,000	5,257	705,257

平成18年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 グループホーム事業収益	36,282千円	1,082千円	35,200千円
第1項 営業収益	36,281千円	1,082千円	35,199千円

## 平成 1 8 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 4 3 , 2 9 8 , 7 6 9 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,068,800	31,500	1,037,300
	1 基金繰入金	1,068,295	31,500	1,036,795
22 市債		4,456,200	31,500	4,487,700
	1 市債	4,456,200	31,500	4,487,700
歳入合計		43,298,769	0	43,298,769



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 土木費		6,083,890	0	6,083,890
	3 河川費	632,135	0	632,135
	5 都市計画費	3,295,223	0	3,295,223
歳 出	合 計	43,298,769	0	43,298,769

## 第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
準用河川改修事業債	千円 51,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 55,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
都市下水路事業債	33,000				60,000			

## 伊勢市告示第 44 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
円座町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 19 年 4 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 区域

#### 変更前

本会の区域は、伊勢市円座町 53 番地、円座町 56 番地 3、円座町 69 番地 2、円座町 1109 番地、円座町 1110 番地、円座町 1114 番地 3、円座町 1121 番地 2、円座町 1121 番地 3、円座町 1136 番地 2、円座町 1137 番地 3、円座町 1141 番地 2、円座町 1158 番地、円座町 1176 番地 3、円座町 1180 番地 4、円座町 1180 番地 7、円座町 1180 番地 9、円座町 1187 番地 2、円座町 1230 番地 2、円座町 1231 番地 1、円座町 1241 番地 3、円座町 1246 番地、円座町 1253 番地、円座町 1255 番地 2、円座町 1264 番地、円座町 1267 番地、円座町 1270 番地、円座町 1272 番地、円座町 1288 番地 1、円座町 1290 番地 5、円座町 1403 番地、円座町 1449 番地 2、円座町 1473 番地 13、円座町 1473 番地 15、円座町 1482 番地、円座町 1485 番地、円座町 1488 番地、円座町 1491 番地、円座町 1491 番地 2、円座町 1492 番地、円座町 1493 番地、円座町 1497 番地 1、円座町 1498 番地 1、円座町 1500 番地、円座町 1503 番地、円座町

1506 番地、円座町 1507 番地 1、円座町 1510 番地、円座町 1512 番地、円座町 1514 番地、円座町 1516 番地、円座町 1519 番地、円座町 1520 番地 2、円座町 1521 番地、円座町 1523 番地、円座町 1524 番地、円座町 1526 番地、円座町 1527 番地、円座町 1528 番地、円座町 1531 番地、円座町 1533 番地、円座町 1535 番地、円座町 1536 番地、円座町 1538 番地 2、円座町 1539 番地、円座町 1540 番地 3、円座町 1541 番地、円座町 1543 番地、円座町 1544 番地、円座町 1546 番地、円座町 1547 番地、円座町 1550 番地、円座町 1554 番地、円座町 1559 番地 1、円座町 1559 番地 2、円座町 1561 番地、円座町 1562 番地 2、円座町 1562 番地 5、円座町 1565 番地、円座町 1567 番地、円座町 1569 番地、円座町 1570 番地、円座町 1571 番地 1、円座町 1572 番地、円座町 1576 番地、円座町 1578 番地、円座町 1580 番地、円座町 1583 番地、円座町 1585 番地、円座町 1586 番地、円座町 1590 番地、円座町 1601 番地 2、円座町 1601 番地 3、円座町 1604 番地、円座町 1606 番地 1、円座町 1606 番地 2、円座町 1606 番地 4、円座町 1607 番地及び円座町 1610 番地 2 の区域とする。

変更後

本会の区域は、伊勢市円座町地内とする。

伊勢市告示第 45 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 19 年 4 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 樋 口 武 久

伊勢市津村町 2003 番地

変更後 村 田 正 巳

伊勢市津村町 527 番地 1

伊勢市告示第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、神菌町自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 19 年 4 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前	山 本	徹
	伊勢市神菌町 1012 番地 2	
変更後	中 北	金 市
	伊勢市神菌町 5 番地 2	

伊勢市選管告示第 29 号

投票管理者の変更について

平成 19 年 3 月 9 日議案第 26 号で告示した事項中、御菌第 2 投票区の投票管理者について、下記のとおり変更する。

平成 19 年 4 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉 木 仁

記

	住 所	氏 名
変更前	省略	吉村 進
変更後	省略	柑子木清仁

伊勢市選管告示第 30 号

投票管理者の職務を代理すべき者の変更について

平成 19 年 3 月 30 日伊勢市選管告示第 26 号で告示した事項中、北浜第 2 投票区及び御菌第 3 投票区の投票管理者の職務を代理すべき者について、下記のとおり変更する。

平成 19 年 4 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉 木 仁

記

北浜第 2 投票区投票管理者の職務を代理すべき者

	住 所	氏 名
変更前	省略	中川 雄介
変更後	省略	中井 希

御菌第 3 投票区投票管理者の職務を代理すべき者

	住 所	氏 名
変更前	省略	中山 誠
変更後	省略	江崎 里美



伊勢市上下水道事業告示第 17 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、水道料金等の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 4 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町9番1号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋4丁目26番10号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜2丁目20番1号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町1丁目1番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松2丁目13番1号	株式会社ホットスパークンビニエンスネットワークス
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木1丁目8番7号	株式会社エーエム・ピーエムジャパン
東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グロースーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地1	株式会社ポプラ
札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田3丁目2番14号	株式会社ジェイアール西日本デイルーサービスネット
熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社エブリワン
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

## 2 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、下水道使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 4 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町9番1号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋4丁目26番10号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜2丁目20番1号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町1丁目1番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松2丁目13番1号	株式会社ホットスーパーコンビニエンスネットワークス
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木1丁目8番7号	株式会社エーエム・ピーエムジャパン
東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グローサースチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地1	株式会社ポプラ
札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田3丁目2番14号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット
熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社エブリワン
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

## 2 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 177 号）附則第 3 項の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 19 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

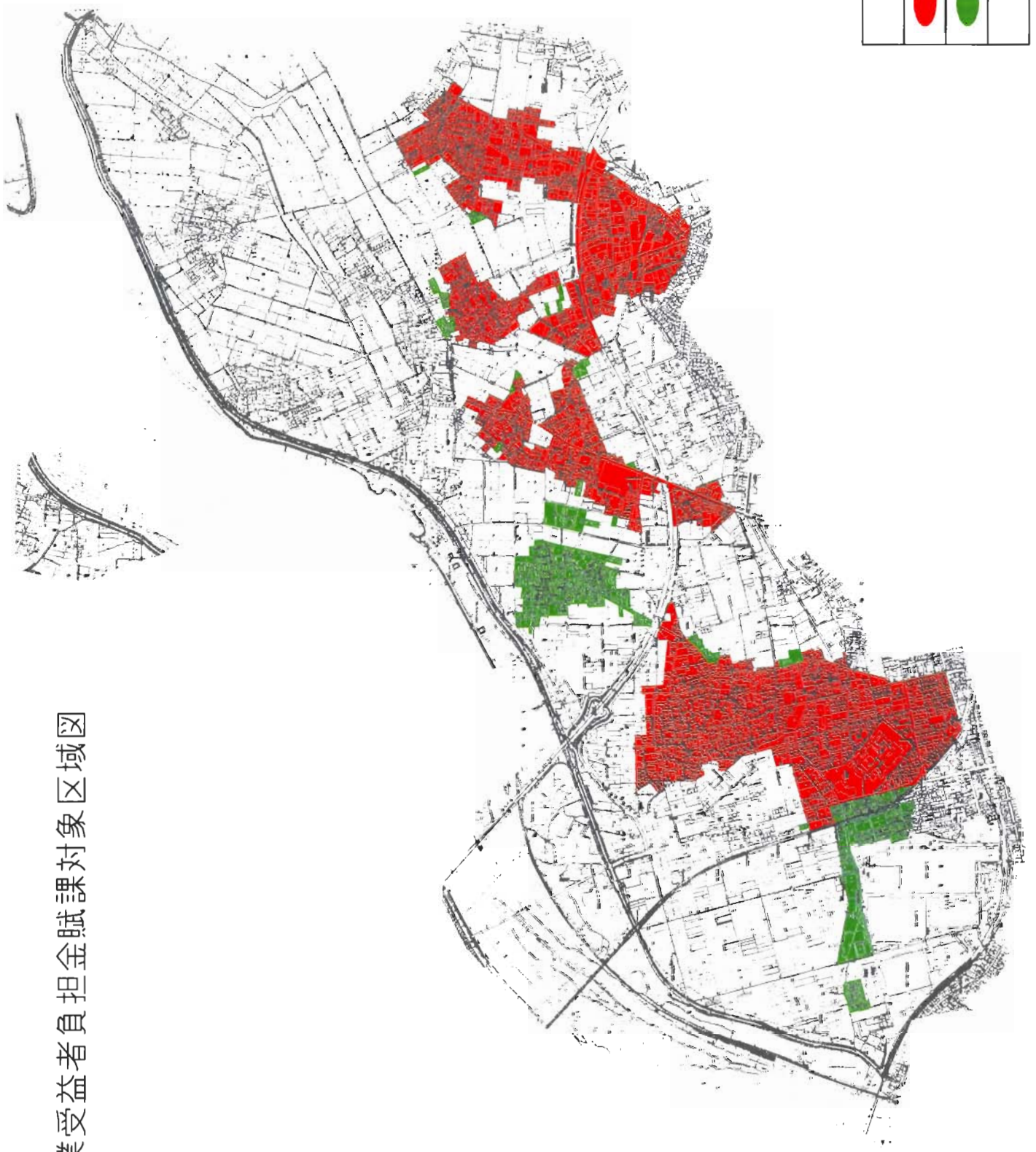
平成 19 年 4 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成 19 年度賦課対象区域

御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島及び御菌町新開の各一部

下水道事業受益者負担金賦課対象区域図



凡 例	
●	平成18年度賦課
●	平成19年度賦課

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 177 号）附則第 3 項の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 19 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

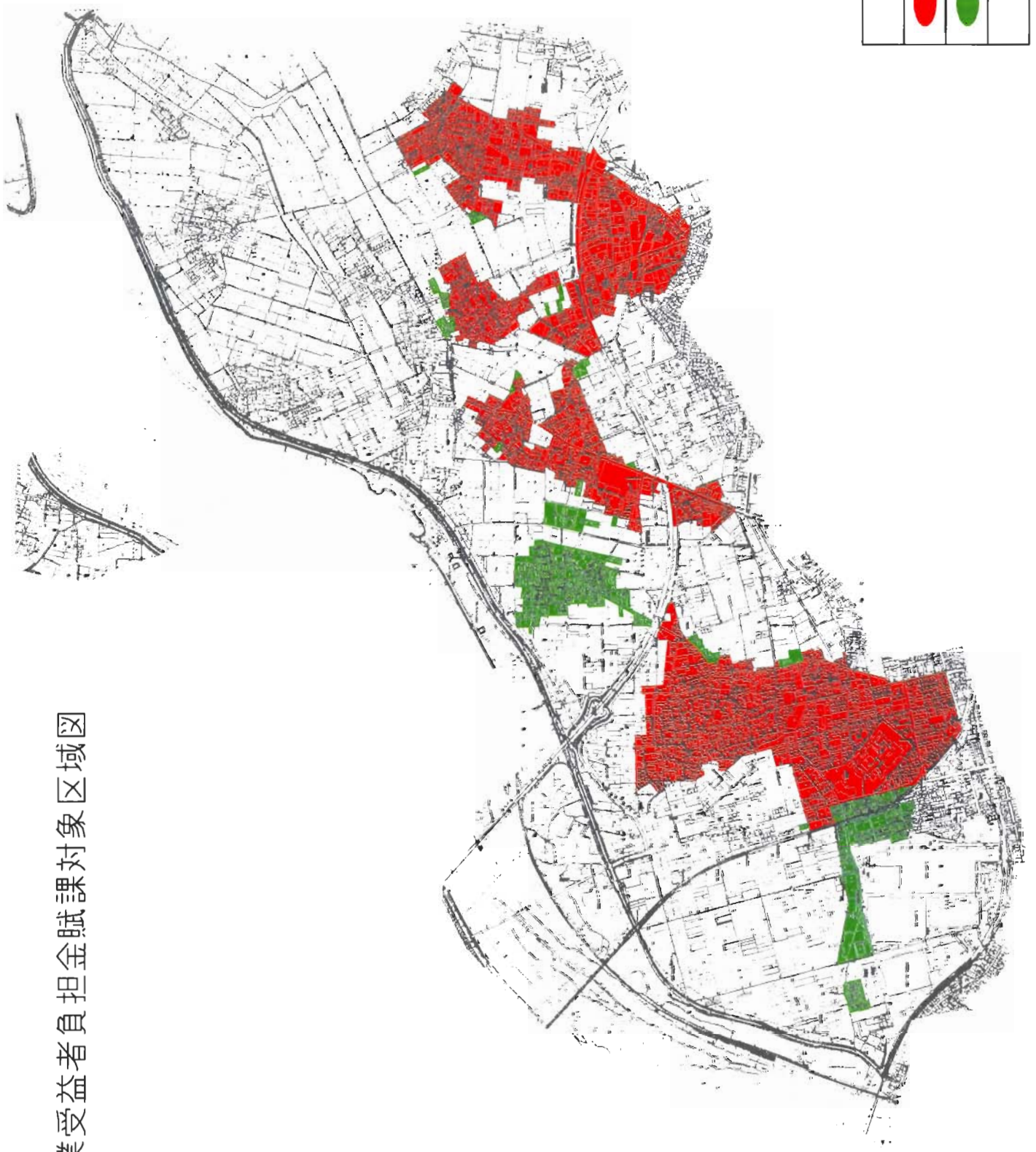
平成 19 年 4 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成 19 年度賦課対象区域

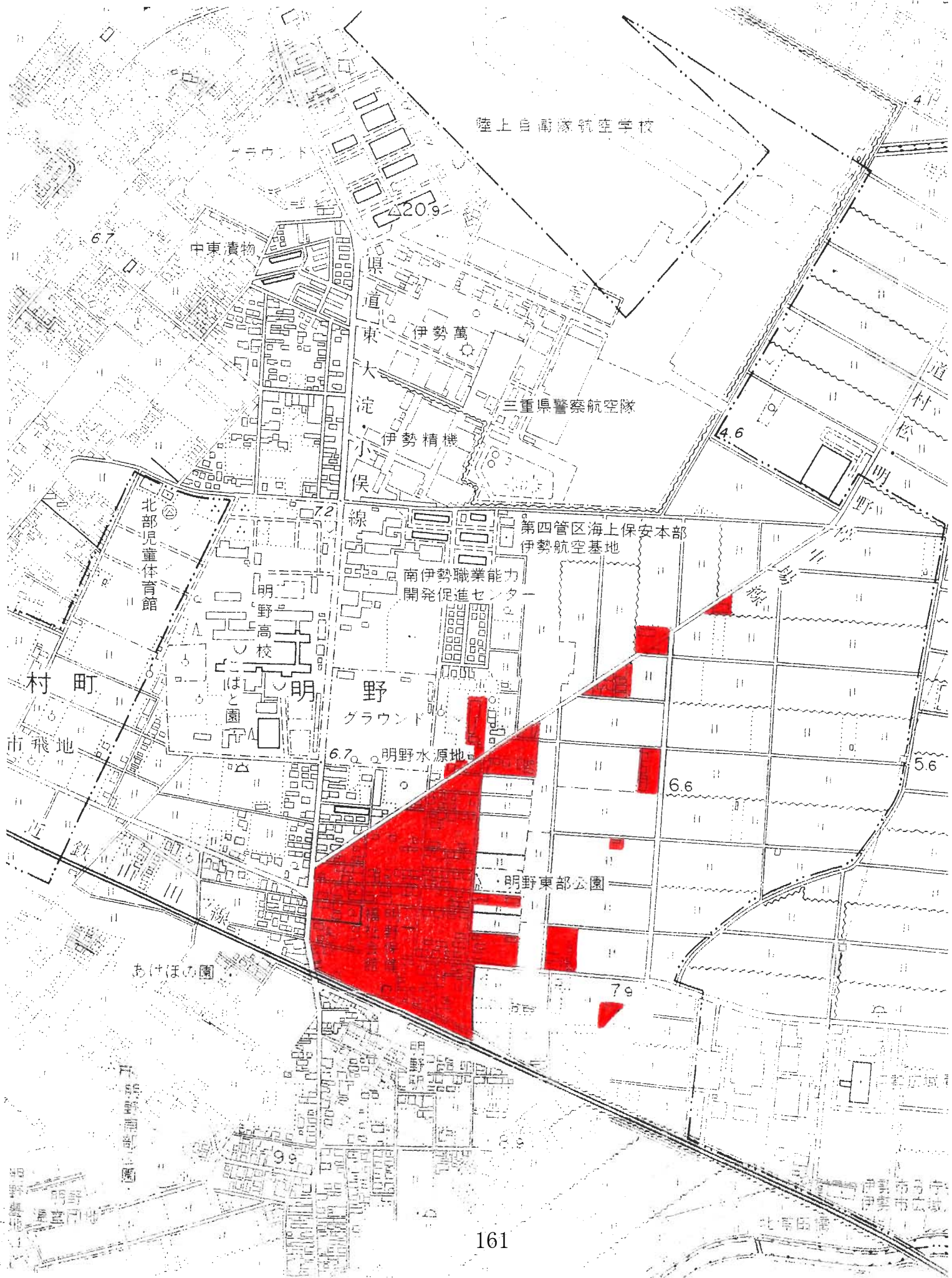
小俣町明野の一部

下水道事業受益者負担金賦課対象区域図





# 平成19年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域図



伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 19 年 4 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
263	有限会社 都売コンストラ クション	松阪市久保町 1855 番 地 668	平成 19 年 4 月 9 日

## 伊勢市上下水道事業告示第 22 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、伊勢市上下水道部下水道建設課に備え置いて、平成 19 年 4 月 13 日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

平成 19 年 4 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 19 年 5 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
吹上 1 丁目、河崎 1 丁目、宮後 2 丁目及び小木町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## 伊勢市病院事業公告第2号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成19年4月11日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

### 1 採用職種及び採用予定者数

看護師 10人程度（随時採用予定）

### 2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 昭和27年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者
- (4) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

### 3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

### 4 受験手続

#### (1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

#### (2) 申込受付

随時。ただし、平成19年9月28日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

### 5 試験の日時及び場所

日時及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

### 6 合格者の決定及び発表

#### (1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験実施後速やかに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

合格者との協議によります。

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課